

盛岡広域振興局長告示第33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年9月17日

盛岡広域振興局長 高橋達也

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡紫波町桜町字浦田40番地4及び40番地4地先 認定外道路の一部	13.14	4.00	令和3年8月18日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。